# 新宿区葬祭施設の設置等に関する手続きの流れ

新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱

葬祭施設設置計画概要書類等の掲示による
近隣関係住民に対する周知

↓

説明会の開催等による
近隣関係住民に対する周知

↓

区に説明会等の内容報告
（報告書等の提出）

↓

要綱に基づく指導
（設置基準・管理運営基準）

↓

協定締結
（施設設置及び管理運営に関する事項）
＜事業主と近隣関係住民等＞

↓

工事着工

↓

運営開始

↓

事業計画に大きな変更がある場合等、再度説明会開催等による周知、協定の改定を求める。

**協議に係るあっせん**

葬祭施設の設置等に関する問題が発生した場合、解決のための協議の成立に向けたあっせんを行う。

原則、双方の申し出によるが、相当の理由があると認められる場合は、一方からの申し出によるあっせんを行う。

あっせんにあたっては、区職員で構成する「葬祭施設対策会議」を設置する。